

公民館飲食許可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公民館での飲食許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(飲食許可の申請手続)

第2条 公民館での飲食許可を申請しようとする者は、公民館飲食許可申請書(様式第1号)を使用日の7日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

(飲食の許可)

第3条 前条の申請があった場合は、教育委員会はこれを審査し、適当と認めた場合は、文書により通知するものとする。

2 前項の審査において、不適当と認めた場合は、文書により通知するものとする。

(許可審査基準)

第4条 前条の審査にあたり次の各号を許可の審査基準とする。

- (1) 公民館での飲食の必然性があると認められる場合。
- (2) 公民館管理・運営上影響がないと認められる場合。
- (3) 営業形態による飲食でないとして認められる場合。
- (4) 前号のほか、教育委員会が状況に応じて認める場合。

(順守事項)

第5条 飲食をするにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 禁煙の徹底(喫煙場所は、除く)。
- (2) 防水加工等、施設保護のための養生の徹底。
- (3) 火気使用の禁止(喫煙場所は、除く)。
- (4) 調理行為の禁止。
- (5) 指定場所以外での音楽演奏等。
- (6) その他、係員が状況に応じて指示する事項。

(許可の取り消し及び中止・退館命令)

第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の許可を取り消し、使用者に対して、使用の中止並びに退館を命ずることができる。ただし、このために損害が生ずることがあっても、教育委員会はその責任を負わない。

- (1) 第5条の規定に違反した場合。
- (2) 虚偽申請をしていた場合。
- (3) その他、不正使用をした場合。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公民館での飲食許可に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。